みんなで考え、取り組もう!! 消費者の安全・安心 ~ふれあいフェスタ 2017 のお知らせ~

【消費生活コーナー in ふれあいフェスタ】

私たち「消費者」は、生活の中で様々な商品に 囲まれ、たくさんの商品を購入したり、サービス を利用したり、あらゆる物事に囲まれ消費して暮 らしています。そして、物事を消費する時には、 食料品の産地や原材料、消費期限を確認したり、 衣料品のブランド、素材、洗濯表示を参考にした り、電化製品では、使う機能、使いやすさ、消費 電力を比べたり、ごみ減量を考えて環境にやさし い商品を選ぶなど、様々な情報から消費行動をし



ています。つまり、製造者からの提供された情報が、私たちの消費行動の基準の一つで もあります。

今年のふれあいフェスタは、9月30日(土)、10月1日(日)開催予定ですが、みなさんの消費生活がより安全であり、トラブルが少しでもなくなるようにと、環境コーナーで消費者啓発活動を実施する予定です。くらしの身近な問題として、起こりやすいトラブルを紹介したり、クイズ参加もできます。ぜひ、お立ち寄りください。

【小中学校における消費者教育の紹介】

輪之内町では、小学2年、4年、6年と中学3年生を対象とした消費者教育授業に取り組んでいます。発育段階に合わせて系統だった授業を展開している学校は、県内では他になく、子どもたちにも、興味を持って楽しく授業に参加してもらっています。

ふれあいフェスタでは、その様子を展示紹介しますので、ご覧ください。

【消費生活相談窓口のお知らせ】

29年4月から、消費生活相談窓口に、専門の相談員が毎月2回配置されています。消費生活における不安や、苦情、事業者とのトラブル等の相談に応じます。

専門相談員は、西濃6町(養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、安八町)を巡回して配置されますので、輪之内町以外の近隣の町も利用できます。

専門相談員の配置日は、町ホームページや、毎月の広報に掲載されていますので、一人で悩まず、気軽にご利用ください。輪之内町は、第1、第3木曜日(原則)です。至急のご相談は、役場開庁の平日9時から17時まで受付けています。

消費生活相談のことなら・・・

- ▶ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- ▶ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP: 050-5808-9600, 0584-69-3111
- ▶ 消費者ホットライン ☎188